

複写

許可番号 第09A00032号

薬局開設許可証

氏名 株式会社 ファルコファーマシーズ

薬局の名称 ファルコ薬局 森小路店

薬局の所在地 大阪市旭区大宮1丁目11番12号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第1項の規定により、薬局開設の許可を受けた者であることを証明する。

令和2年10月9日

大阪市長

松井 一郎



有効期間

令和 3年 1月 1日 から

令和 8年12月31日 まで

ファルコ薬局 森小路店

管理及び運営に関する事項

許可の区分の別	薬局
開設者	株式会社ファルコファーマシーズ 代表取締役 阿部 治
薬局の名称 許可番号・許可年月日 所在地・有効期間	薬局開設許可証(別掲)を参照
管理薬剤師氏名	勝手 明子
勤務する薬剤師 (担当業務)	川端 夏未 (保管、陳列、販売、情報提供、相談) 沖本 華南恵(保管、陳列、販売、情報提供、相談) 松倉 叶枝 (保管、陳列、販売、情報提供、相談) 倉 未来 (保管、陳列、販売、情報提供、相談) 三星 雄紀 (保管、陳列、販売、情報提供、相談) 稲葉 陽子 (保管、陳列、販売、情報提供、相談) 川原 哲也 (保管、陳列、販売、情報提供、相談)
勤務する登録販売者 (担当業務)	—
取り扱う 一般用医薬品等の区分	薬局医薬品・要指導医薬品 第一類医薬品・指定第二類医薬品 第二類医薬品・第三類医薬品
当薬局勤務者の 区別について	薬剤師:名札に氏名及び「薬剤師」と記載 登録販売者:- その他の勤務者:名札に氏名を記載
営業時間	月・火・木・金…9時00分～19時00分 水・土…9時00分～13時00分
営業時間外の相談対応	夜間・休日も対応
相談時・緊急時の連絡先	06-6180-3413(夜間転送)

当薬局では調剤基本料3-イを算定しています。

当薬局では後発医薬品調剤体制加算2及び在宅薬学総合体制加算1を算定しています。

当薬局では連携強化加算及び医療DX推進体制整備加算2を算定しています。

当薬局では健康相談を行っています。

以下、当局の設備・機能・処方せん応需にあたって提供するサービスの概要です。

1. 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っている保険薬局です。
2. 当薬局は、1240品目の医療用医薬品を備蓄しています。
3. 当薬局は、全国のどこの保険医療機関の処方せんでも、調剤致します。
生活保護法、障害者自立支援法、労働者災害補償保険法等の各種公費負担医療も対応しています。
4. 当薬局は、患者様の希望により服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には、服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックします。
そのために、処方せん受付時にお薬手帳をお預かり致します。お薬手帳をお持ちで無い場合は、体質・アレルギー・副作用歴、他医療機関等で処方された医薬品・服薬状況等をお伺いしますのでご協力ください。相互作用等の有害事象防止に役立つお薬手帳をご希望の方は、お申し出下さい。
5. 当薬局は、後発医薬品の調剤を積極的に行っています。
6. 当薬局は、医師の指示があるときは、在宅で療養されている患者様宅を訪問して、薬学的管理及び服薬指導等を行います。
7. 当薬局は、時間外・休日・夜間の処方せん調剤問い合わせに応じます。
問い合わせ先：TEL 06-6180-3413
尚、平日は19:00以降、土曜日は13:00以降に処方せんを受付した場合は、夜間・休日等加算40点（1点10円：保険の負担割合により金額が異なります）が加算されます。
また、営業時間外に緊急な求めて調剤した場合には、調剤報酬点数に基づいた時間外加算等の加算がされます。
8. 当薬局は、調剤とお薬にかかわる情報の問い合わせに応じます。
問い合わせ先：TEL 06-6180-3413
FAX 06-6180-3414
E-MAIL fph.morishoji@falco.co.jp

お薬情報内容

ア. 一般名 イ. 剤型 ウ. 規格 エ. 製剤の特徴 オ. 緊急安全性情報、安全性速報
カ. 医薬品・医療機器等安全性情報 キ. 医薬品・医療機器等の回収情報

9. 当薬局は、患者様からいただいた情報を医療・調剤の目的以外には使用致しません。

〔開局時間〕

月・火・木・金 9:00～19:00

水・土 9:00～13:00（日・祝日休業）

ファルコ薬局森小路店

患者様の個人情報保護について

当薬局では、患者様に安全かつ適切にお薬を使用していただくために、**患者様の氏名、ご住所、ご連絡先のほか、生年月日**や**体質、生活習慣**などをご確認させていただいております。私どもは、患者様からご提供いただいたこれらの個人情報を大切なものであると認識し、以下の通り慎重に管理およびお取り扱いいたします。

- ✓ 個人の人格尊重の理念のもと、個人情報保護法および薬事法ほか、関連法令・規定等を遵守します。
- ✓ 患者様の個人情報は、お薬に関する安全確保や個々の患者様に応じた情報提供のために収集しているものであり、この目的の範囲を超えて取り扱うことはありません。
- ✓ 個人情報を秘密保持し、お薬の処方に関連して必要となる医療機関への照会や保険請求業務、法的義務を伴う行政機関等への報告以外には、ご本人の同意を得ずに第三者に提供することはありません。
- ✓ 個人情報の安全管理に努め、漏えいや滅失、改ざん、不正アクセスなどを防止する措置をとっています。

**詳細につきましては、薬局スタッフに
当社「個人情報保護方針」をお申し付けください**

お薬を安全にご使用いただくために

当薬局ではお薬を安全に安心して服用して頂くために患者さま一人ひとりの情報を薬剤服用歴として記録し、その記録をもとに毎回薬のチェックや調整を行っています。

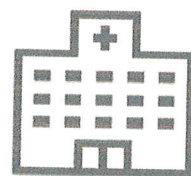
薬を有効かつ安全に服用・使用する為に様々な情報が必要となります。薬剤師の質問にご協力をお願い致します。



お聞きした情報は個人情報保護の取扱いに関する基本事項に基づき適切に管理します。
疑問・質問等ございましたら当薬局の薬剤師までご相談ください。

以下に当てはまる方はお申し出ください

- 他の病院におかかっている方**
- お薬で副作用が出たことがある
食品アレルギーをお持ちの方**
- 妊娠中・授乳中の方**



2023年5月作成

服薬管理指導料

当薬局では服薬管理指導料を算定しております。

患者様ごとに作成した薬剤服用歴などに基づいて、処方された薬剤の重複投与、相互作用、薬物アレルギーなどを確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っております。

薬剤服用歴等を参照しつつ、服薬状況、服薬期間中の体調変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っております。薬剤交付後においても、必要に応じて指導等を実施してまいります。

20歳未満のお客様へ

薬物濫用防止について

薬物濫用防止のため、以下の成分を含む医薬品の販売時に特別なルールを設けておりますので、ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

【対象となる成分等】

- ・エフェドリン
- ・コデイン(鎮咳去痰薬に限る)
- ・ジヒドロコデイン(鎮咳去痰薬に限る)
- ・プソイドエフェドリン
- ・メチルエフェドリン(鎮咳去痰薬のうち、内服液剤に限る)
- ・ブロムワレリル尿素(プロモバレリル尿素)
を成分として含有する医薬品

(平成25年厚生労働省告示第252号)

1. 販売時、学生証等により氏名・年齢・学校名または勤務先を確認させていただきます。
2. 上記が**確認できない場合、販売を行いません。**
3. 特に、以下の3成分については、**おひとり様1個(1箱または1瓶)の販売に限定**させていただきます。(やむをえない場合を除く)
 - ジヒドロコデイン(咳止めに限る)
 - メチルエフェドリン(咳止め液体製剤に限る)
 - ブロムワレリル尿素(またはプロモバレリル尿素)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 第15条の2(抜粋)

- 一 当該薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、次に掲げる事項を確認させること。
 - イ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が若年者である場合にあつては、当該者の氏名及び年齢
 - ロ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者及び当該医薬品を使用しようとする者の他の薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者からの当該医薬品及び当該医薬品以外の濫用等のおそれのある医薬品の購入又は譲受けの状況
 - ハ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、適正な使用のために必要と認められる数量を超えて当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、その理由
 - 二 その他当該医薬品の適正な使用を目的とする購入又は譲受けであることを確認するために必要な事項
- 二 当該薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、前号の規定により確認した事項を勘案し、適正な使用のために必要と認められる数量に限り、販売し、又は授与させること。

ファルコ薬局 森小路店



お客様各位

医薬品の適正な使用について

お客様の健康を守るため、下記に取り組んでおります。
ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

1. 当店では濫用等の「適切な使用以外の目的での医薬品等の購入」をお断りします。
2. 濫用等のおそれのある医薬品を購入される場合、下記の対応をさせていただきます。
 - ①購入者が若年者(高校生以下)の場合、氏名・年齢を確認します。
 - ②販売は原則おひとり様1個とさせていただきます。
 - ③複数個購入をご希望の際には理由を確認します。
 - ④「薬物濫用・薬物依存」の疑いがある場合には、しかるべき対処をし、法令に基づき副作用報告を行います。
3. 市販の医薬品による対応が適切でないと判断した場合、受診等を勧めます。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 第15条の2(抜粋)

- 一 当該薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、次に掲げる事項を確認させること。
 - イ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が若年者である場合にあつては、当該者の氏名及び年齢
 - ロ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者及び当該医薬品を使用しようとする者の他の薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者からの当該医薬品及び当該医薬品以外の濫用等のおそれのある医薬品の購入又は譲受けの状況
 - ハ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、適正な使用のために必要と認められる数量を超えて当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、その理由
- 二 その他当該医薬品の適正な使用を目的とする購入又は譲受けであることを確認するために必要な事項
- 二 当該薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、前号の規定により確認した事項を勘案し、適正な使用のために必要と認められる数量に限り、販売し、又は授与させること。

ファルコ薬局 森小路店



在宅薬学総合体制加算

当薬局は以下の基準に適合する薬局です。

- ・ 在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出
- ・ 緊急時等の開局時間以外の時間における在宅業務に対応できる体制(在宅協力薬局との連携を含む)及び周知
- ・ 在宅業務に必要な研修計画の実施、外部の学術研修の受講
- ・ 医療材料・衛生材料の供給体制
- ・ 麻薬小売業者免許の取得
- ・ 在宅患者に対する薬学管理及び指導の実績(年 24 回以上)

(在宅薬学総合加算2の場合はいずれか)

- ・ ターミナルケアに対する体制
(医療用麻薬備蓄かつ無菌調製の設備)
- ・ 小児在宅患者に対する体制
(薬学管理・指導の実績が年6回以上)

医療情報取得加算

当薬局ではオンライン資格確認システムを活用し、薬剤情報等を取得・活用することにより、質の高い保険調剤の提供に努めており以下のとおり医療情報取得加算を算定しています。

医療情報取得加算・・・12ヶ月に1回 1点

マイナンバーカードの利用で調剤情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナンバーカード保険証の利用にご協力をお願いいたします。

当薬局のサービスについて

当薬局では調剤管理料を算定しています。

患者さまやご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画(RMP)、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行った上で、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。

当薬局では服薬管理指導料を算定しています。

患者様の希望により服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には、服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックします。

そのために、処方せん受付時にお薬手帳をお預かり致します。

お薬手帳をお持ちで無い場合は、体質・アレルギー・副作用歴、他医療機関等で処方された医薬品・服薬状況等をお伺いしますのでご協力ください。相互作用等の有害事象防止に役立つお薬手帳をご希望の方は、お申し出下さい。

当薬局では医療情報取得加算を算定しています。

当薬局ではオンライン資格確認システムを活用し、薬剤情報等を取得・活用することにより、質の高い保険調剤の提供に努めており以下のとおり医療情報取得加算を算定しています。

医療情報取得加算・・・12ヶ月に1回 1点

マイナンバーカードの利用で調剤情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナンバーカード保険証の利用にご協力をお願いいたします。

連携強化加算

当薬局では、以下の掲げる体制を整備し、連携強化加算を算定しており、第二種協定指定医療機関の指定を受けております。また、オンライン服薬指導の実施要領に基づき通信環境の確保をしております。要指導医薬品及び一般用医薬品並びに検査キット(対外診断用医薬品)を販売しております。

- ・新型インフルエンザ等感染症の発生時における体制の整備について
 - ア 感染症の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施(外部機関での研修・訓練に参加する場合を含む)
 - イ 個人防備具を備蓄
 - ウ 要指導医薬品及び一般用医薬品の提供、感染症にかかる対外診断用医薬品(検査キット)の提供、マスク等の感染症対応に必要な衛生材料の提供ができる体制を新型インフルエンザ等感染症の発生がないときから整備

- ・災害の発生時における体制の整備について
 - ア 災害の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施(外部機関での研修・訓練に参加する場合を含む)
 - イ 自治体からの要請に応じて、避難所・救護所等における医療品の供給または調剤所の設置に係る人材派遣等の協力を行う体制
 - ウ 地方公共団体や地域の薬剤師会等と協議の上で、当該保険薬局のみまたは当該保険薬局を含む近隣の保険薬局と連携して、夜間・休日等の開局時間外であっても調剤及び在宅業務に対応できる体制

お薬の販売方法について

分類と外箱表示

陳列方法

情報提供と相談への対応

要指導医薬品

副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要で、新しく市販された成分等を含むもの

販売時に薬剤師による対面での情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します

第一類医薬品

副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要なもの(要指導医薬品を除く)

販売時に薬剤師による情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します

第二類医薬品

副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品(要指導医薬品、第一類医薬品を除く)

※指定第二類医薬品

第二類医薬品のうち、特別の注意を要する医薬品

『してはいけないこと』の確認をおこない、使用について薬剤師や登録販売者にご相談ください

第一類医薬品と同様、販売時に情報提供を行う機会を確保しやすいよう、情報提供を行う場所(7m以内)に陳列します

第三類医薬品

第一類医薬品及び第二類医薬品以外の一般用医薬品

法令では直接手に取ることができる陳列でもよいとされていますが、当薬局では、情報提供を行いやすい場所に陳列します

薬剤師が書面を用いて、適正使用のため必要な情報の提供を行います

薬剤師または登録販売者が適正な使用のため必要な情報提供に努めます

※医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。
個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

健康被害救済制度

医薬品の副作用等で健康被害を受けられた方を救済する公的な制度があります。

【問い合わせ先】独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
0120-149-931

苦情相談窓口

大阪府薬剤師会
072-840-9400

大阪府薬務課
072-807-7623

2025年度 調剤報酬点数一覧表

2025年4月1日改定

調剤基本料	調剤基本料【要届出】	調剤基本料1 調剤基本料2 調剤基本料3 イ・ロ・ハ	処方箋受付回数・集中度等に応じて	45点 29点 24点・19点・35点
	複数医療機関の同時受付2回目以降	特別調剤基本料A・B 2以上の医療機関からの処方箋を同時に受付けた場合の受付2回目以降	A:病院・診療所と不動産取引等特別な関係かつ集中度50%超 B:未届出	5点・3点 80/100
	調剤基本料の減算	要結率5割以下、かかりつけ機能未実施など		50/100
	地域支援体制加算【要届出】1・2・3・4	在宅、麻薬、医薬品の備蓄など地域医療への貢献に係る体制や実績に応じて		32点・40点・10点・32点
	連携強化加算【要届出】	災害や新興感染症発生時に地域において必要な役割が果たせる体制		5点
	後発医薬品調剤体制加算【要届出】1・2・3	直近3か月の後発医薬品 1:80%以上 2:85%以上 3:90%以上		21点・28点・30点
	後発医薬品調剤体制減算	調剤数量割合に応じて 50%以下		▲5点
	在宅薬学総合体制加算【要届出】1・2	在宅訪問を十分行うための体制整備や実績に応じて在宅患者の処方箋受付時に算定		15点・50点
	医療DX推進体制整備加算【要届出】(月1回)	オンライン資格確認や電子処方箋など、医療DXを推進する体制		6点・8点・10点
	分割調剤時の2回目以降の調剤基本料	長期保存困難の分割調剤の2回目以降又は初めて後発医薬品調剤時の分割調剤の2回目 医師の分割指示による場合	2回に分割・3回に分割	5点 1/2・1/3
調剤技術料	内服薬 (浸煎薬及び湯薬を除く)	1剤につき(3剤まで)		24点
	内服用滴剤	1調剤につき		10点
	屯服薬	受付1回につき		21点
	浸煎薬	1調剤につき(3調剤まで)		190点
	湯薬	1調剤につき(3調剤まで)	7日分以下の場合 8日以上 7日目以下の部分 28日分以下の場合 8日分以上の部分(1日分につき) 29日分以上の場合	190点 190点 10点 400点
	注射薬	受付1回につき		26点
	無菌製剤処理加算【要届出】	1日につき	中心静脈栄養法用輸液、麻薬 抗悪性腫瘍剤	69点(6歳未満137点) 79点(6歳未満147点)
	外用薬	1調剤につき(3調剤まで)		10点
	麻薬加算	麻薬を調剤した場合、1調剤につき		70点
	向精神薬・覚醒剤原料・毒薬加算	向精神薬・覚醒剤原料・毒薬を調剤した場合、1調剤につき		8点
薬劑調製料	開局時間以外等の加算	時間外:終日休業日及びおむね午前8時から午後6時以降 休日:日曜日・国民の祝日、12月29日～1月3日 深夜:午後10時から午前6時まで	基礎額＝調剤基本料＋薬劑調製料＋調剤管理料	基礎額の100/100 基礎額の140/100 基礎額の200/100
	夜間・休日等加算	午後7時～午前8時(土曜は午後1時～午前8時)及び休日・深夜		40点
	自家製剤加算(予製剤及び錠剤半割は20/100)	1調剤につき	①内服薬(7日分毎) 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤 ②屯服薬 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤 ③内服薬・屯服薬 液剤 ④外用薬 錠剤、トローチ剤、軟・硬膏剤、パップ剤、リニメント剤、坐剤 点眼剤、点鼻・点耳剤、洗滌剤 液剤	45点 90点 75点 45点
	計量混合調剤加算(予製剤は20/100)	1調剤につき	イ:液剤 ロ:散剤、顆粒剤 ハ:軟・硬膏剤	35点・45点・80点
	調剤管理料(内服薬) 内服用滴剤、浸煎薬、湯薬及び屯服薬であるものを除く	1剤につき(3剤まで)	1日分以上7日分以下 8日分以上14日分以下 15日分以上28日分以下 29日分以上	4点 28点 50点 60点
	調剤管理料(内服薬以外)	処方箋受付1回につき		4点
	重複投薬・相互作用等防止加算イ・ロ	イ:残薬調整に係るもの以外 ロ:残薬調整に係るもの		40点・20点
	調剤管理加算	複数医療機関から6種類以上の内服薬が処方され、一元的に把握し管理する場合	初めて処方箋を持参 2回目以降で処方変更・追加あり	3点 3点
	医療情報取得加算(1年に1回)	オンライン資格確認を導入している場合		1点
	薬劑管理料	服薬管理指導料1	原則3か月以内に再度処方箋を持参し、手帳提示の場合	
服薬管理指導料2		1の患者以外の患者に対して行った場合		59点
服薬管理指導料3(月4回)		介護老人福祉施設等の患者に訪問した場合		45点
服薬管理指導料4(情報通信機器を用いた服薬指導)イ・ロ		イ:原則3か月以内に再度処方箋を提出し手帳提示の場合 ロ:左記以外 かかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤師が対応した場合		45点・59点 59点
服薬管理指導料の特例		3か月以内の再来局患者のうち、手帳の持参割合が50%以下など		13点
かかりつけ薬剤師指導料【要届出】		医師と連携して服薬状況を一元的・継続的に把握した上で服薬指導した場合		76点
麻薬管理指導加算		麻薬の服用状況等を確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合		22点
特定薬剤管理指導加算1 イ・ロ		特に安全管理が必要な医薬品の指導 イ:初めて処方時 ロ:指導の必要時		10点・5点
特定薬剤管理指導加算2【要届出】(月1回)		抗悪性腫瘍剤(注射薬)に関する薬学的管理及び結果を医療機関に文書により情報提供した場合		100点
特定薬剤管理指導加算3(初回処方時)イ・ロ		イ:RMPIに基づく資料による説明指導 ロ:調剤前に医薬品の選択に係る説明・指導		10点・10点
薬劑指導料	乳幼児服薬指導加算	乳幼児(6歳未満)への服薬指導、かつ指導内容を手帳記載		12点
	小児特定加算	医療的ケア児(18歳未満)に対し、患者の状態に合わせた必要な薬学的管理及び指導を行い、内容を手帳記載		350点
	吸入薬指導加算(3月に1回)	喘息又は慢性閉塞性肺疾患の患者に対し、文書や練習用吸入器等を用いた指導を行い、医療機関に文書で情報提供した場合		30点
	かかりつけ薬剤師包括管理料【要届出】	地域包括診療科等の算定患者を対象とする包括点数。時間外加算等、夜間・休日等加算、薬剤・材料等は出来高算定		291点
	外来服薬支援料1(月1回)	処方医に服薬管理の支援の必要性の了解を得た上で、一包化等の服薬管理の支援をした場合等		185点
	外来服薬支援料2	処方医に服薬管理の支援の必要性の了解を得た上で、一包化及び服薬指導を行い、かつ服薬管理の支援を行った場合に、内服薬の日数に応じて	42日分以下(7日分毎) 43日分以上	34点 240点
	施設連携加算(月1回)	入所中の患者を訪問し施設職員と協働した服薬管理		50点
	服用薬剤調整支援料1(月1回)	処方医に薬剤師が文書を用いて提案し、内服薬6種類以上が2種類以上減少した場合		125点
	服用薬剤調整支援料2(3月に1回)	複数医療機関からの内服薬6種類以上の処方を一元的把握し、処方医に減薬等の提案を行った場合	実績あり薬局 上記以外	110点 90点
	調剤後薬剤管理指導料(月1回) 地域支援体制加算届出薬局に限る	調剤後も指導等を行い、医療機関に文書等により情報提供した場合	新たに糖尿病薬が処方または変更 慢性心不全で作用機序が異なる複数治療薬服用	60点 60点
在宅関連	在宅患者訪問薬剤管理指導料(月4回又は月8回)	医師の指示に基づき患者を訪問し薬学的管理	1 単一建物診療患者1人の場合 2 単一建物診療患者2～9人の場合 3 単一建物診療患者10人以上の場合	650点 320点 290点
	在宅患者オンライン薬剤管理指導料(1～3と合わせて月4回又は8回)	情報通信機器等を用いて在宅患者に対し服薬指導を行った場合		59点
	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1(1と2と合わせて月4回又は月8回)	計画的な訪問薬剤管理指導に係る疾患の急変時等に医師の求めにより、緊急に患者を訪問した場合		500点
	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2(1と2と合わせて月4回又は月8回)	末期悪性腫瘍、麻薬注射剤使用患者に対し保険医の求めにより夜間等に緊急訪問した場合		400点・600点・1000点
	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料3(1と2と合わせて月4回又は月8回)	計画的な訪問薬剤管理指導の対象外の疾患の急変時等に医師の求めにより、緊急に患者を訪問した場合		200点
	在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料	計画的な訪問薬剤管理指導とは別に情報通信機器を用いて必要な薬学的管理及び指導を緊急に行った場合		59点
	在宅患者緊急時共同指導料(月2回限り)	急変等に医療従事者等と共同で患者に赴き、カンファレンスに参加し、共同で療養上必要な指導を行った場合		700点
	【在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の加算及び在宅患者緊急時共同指導料の加算】			
	麻薬管理指導加算	麻薬の服用状況や副作用等を確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合		100点(オンライン22点)
	在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算【要届出】	在宅で医療用麻薬持続注射療法が行っている患者に対し、注入ポンプによる麻薬の使用状況や副作用の確認等を行った場合		250点
その他	乳幼児加算	乳幼児(6歳未満)に対し指導を行った場合		100点(オンライン12点)
	小児特定加算	医療的ケア児(18歳未満)に対し指導を行った場合		450点(オンライン350点)
	在宅中心静脈栄養法加算【要届出】	在宅中心静脈栄養法を行っている患者に対し、保管の状況、配合変化等を確認し管理及び指導を行った場合		150点
	退院時共同指導料(入院中1回又は2回)	患者の入院医療機関の医師・看護師等と共同で、退院後に必要な指導を行い、文書で患者に情報提供を行った場合		600点
	服薬情報等提供料1(月1回)	医療機関等からの求めがあった場合に文書による情報提供を行った場合		30点
	服薬情報等提供料2(月1回)イ・ロ・ハ	薬剤師が必要性を認めた場合に文書による情報提供を行った場合		20点・20点・20点
	服薬情報等提供料3(3月に1回)	入院予定の患者について、医療機関の求めに応じて持参薬整理と文書による情報提供を行った場合		50点
	在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料1	処方内容を照会し処方内容が変更された場合 イ:残薬調整に係るもの以外 ロ:残薬調整		40点・20点
	在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料2	処方箋交付前に処方提案し処方箋を受付け イ:残薬調整に係るもの以外 ロ:残薬調整		40点・20点
	経営投薬支援料(初回に限り)	経営投薬実施患者が簡易懸濁法開始時に支援を行った場合		100点
介護報酬	在宅移行初期管理料(訪問点数等の初回算定月1回限り)	在宅移行時に認知症・乳幼児・末期がんなど重点的支援が必要な単一建物1人患者の場合		230点
	居宅療養管理指導費(月4回又は月8回)	医師の指示に基づき患者を訪問し管理・指導を行い、介護支援専門員に情報提供した場合	1 単一建物1人 2 単一建物2～9人 3 単一建物10人以上	518単位 379単位 342単位
	*介護予防居宅療養管理指導費も同様			100単位
	麻薬管理指導加算	麻薬の服用状況や副作用等を確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合。オンライン不可		250単位
	医療用麻薬持続注射療法加算【要届出】	医療用麻薬持続注射療法実施患者に対する管理及び指導。オンライン不可		150単位
	在宅中心静脈栄養法加算【要届出】	在宅中心静脈栄養法実施患者に対する管理及び指導。オンライン不可		150単位
	特別地域居宅療養管理指導加算【要届出】	中山間地域等厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所より実施する場合		所定単位数の15/100
	中山間地域等における小規模事業所加算【要届出】	中山間地域等厚生労働大臣が定める地域に所在する小規模事業所より実施する場合		所定単位数の10/100
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算【要届出】	中山間地域等に居住する利用者に対し通常の事業実施地域を超えて実施する場合		所定単位数の5/100
	情報通信機器を用いて行う場合	居宅療養管理指導1～3と合わせて月4回又は8回まで		46単位

(当薬局で算定している項目の点数です。1点10円にて、計算します。患者様の一部負担金には、上記以外に薬剤料等も含まれています。)

夜間・休日等加算について

下記の時間帯に薬局で
処方せんを受け付けた場合、
一部負担金が高くなることがあります

日曜日及び祝日

12月29日、30日、31日

1月2日及び3日は休日として取り扱います

平日

午後7時～午前0時
午前0時～午前8時

土曜日

午後1時～午前0時
午前0時～午前8時

患者様にはご負担をお掛けしますが
ご理解の程よろしくお願いたします

個人情報保護方針

当社は、「人々の健康を支え、いい人生を提供すること」をミッションに事業活動を行っております。事業継続にあたり、個人情報を保護することは企業の社会的責任と捉え、個人の人格尊重の理念の下、慎重に取り扱われるべきものと深く認識しております。当社は、下記の方針を制定し、個人情報保護に努めてまいります。

個人情報の取得、利用及び提供

当社は、個人情報の利用目的を事業活動の範囲内で明確に定め、適切に取得、利用、提供いたします。また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

法令及び関係規範の遵守

当社は、個人情報の取り扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守いたします。

個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止及び是正

当社は、個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失または毀損を防止及び是正するため、合理的な安全管理措置を講じます。

苦情及び相談への対応

当社は、取り扱う個人情報の開示、訂正、削除、利用停止等の請求及び苦情に関する窓口を設置して対応いたします。

個人情報保護マネジメントシステムの継続的改善

当社は、個人情報保護マネジメントシステムを運営するにあたり、管理する責任者を定め、継続的に見直しを行い改善いたします。

個人情報保護方針に関するお問い合わせ先

〒606-8357 京都市左京区聖護院蓮華蔵町44番地3
株式会社ファルコファーマシーズ
TEL 075-746-5018
(受付 月～金 9:00～17:30となっております。祝日は除く)

平成24年4月1日制定
令和5年6月19日改訂

株式会社ファルコファーマシーズ
代表取締役社長 阿部 治

取り扱い可能な公費医療負担

- 生活保護法に基づく指定
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定(結核医療)
- 戦傷病者特別援護法に基づく指定
- 母子保健法に基づく指定
- 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく指定
- 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律に基づく指定
- 障害者自立支援法に基づく指定(精神通院医療)
- 障害者自立支援法に基づく指定(育成医療・更生医療)
- 労働者災害補償保険法に基づく指定(労災医療)
- 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定
- 児童福祉法に基づく指定(未熟児指定養育)
- 肝炎治療特別促進事業に係る医療費助成制度

2024年10月から 医薬品の負担額が 変わります

長期収載品の選定療養費についてのお知らせ

先発医薬品を選ぶと負担額が上がります

10月以降、先発医薬品(長期収載品)^{*1}を希望する場合、後発医薬品(ジェネリック)との差額の1/4が自己負担(保険対象外)となります。

■ 3割負担・後発品との薬価差100円の場合



^{*1} 後発医薬品のある先発医薬品・準先発品
(後発医薬品発売後5年未満かつ、置き換え率50%未満の医薬品は除く)

対象医薬品リスト
<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001247591.pdf>

^{*2} 特別料金(保険外)は消費税の課税対象です。

窓口負担額は...



● 1日1錠服用の場合の差額
1か月(30日分)あたり **600円**

負担増!

公費助成のある方も窓口負担となります

選定療養費は公費助成されません

公費(国・地方)とは

- ・子ども医療
- ・特定疾患
- ・自立支援
- ・ひとり親家庭 など
- ・重度障がい者

医療保険に加入しているすべての方が対象です

選定療養の対象外となる処方

- ・労災
 - ・自賠責
 - ・自費
- 医療保険外のため対象外
- ・医療上の必要性が認められる場合

処方箋の書式が変更され、
医師の判断が確認できるようになります



いつまでも安心して医療を受けるために、医療費適正化にご協力をお願いします。
ご不明点についてはかかりつけ医院、薬局にてお声掛けください。

指定居宅療養管理指導事業者運営規程

(事業の目的)

第1条

1. ファルコ薬局森小路店(指定居宅サービス事業者)が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導(以下、「居宅療養管理指導等」という。)の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、ファルコ薬局森小路店の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(運営の方針)

第2条

1. 要介護者または要支援者(以下、「利用者」という)の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
 - ・保険薬局であること。
 - ・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
 - ・麻薬小売業者としての許可を取得していること。
 - ・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
 - ・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

(従業者の職種、員数)

第3条

1. 従業者について
 - ・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
 - ・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
 - ・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
2. 管理者について
 - ・常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、ファルコ薬局森小路店の管理者との兼務を可とする。

(職務の内容)

第4条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
2. 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

(営業日および営業時間)

第5条

1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始(12月30日～1月3日)を除く。
2. 通常、月・火・木・金曜日の9時～19時、水・土曜日の9時～13時とする。
3. 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

(通常の事業の実施地域)

第6条

1. 通常の実施地域は、大阪市旭区の区域とする。

(指定居宅療養管理指導等の内容)

第7条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
 - ・処方せんによる調剤(患者の状態に合わせた調剤上の工夫)
 - ・薬剤服用歴の管理
 - ・薬剤等の居宅への配送
 - ・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
 - ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
 - ・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
 - ・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
 - ・ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
 - ・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
 - ・麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
 - ・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
 - ・患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
 - ・在宅医療機器、用具、材料等の供給
 - ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
 - ・その他、必要事項(不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等)

(利用料その他の費用の額)

第8条

1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービス内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
3. 居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。

(緊急時等における対応方法)

第9条 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

(その他運営に関する重要事項)

第10条

1. ファルコ薬局森小路店は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
2. 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、ファルコ薬局森小路店と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程は平成20年4月1日より施行する。

訪問薬剤管理指導に関するご案内

在宅で療養中の患者様のうち通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬の指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。

在宅での管理状況が改善されれば中止可能ですので短期間のご利用もお勧めです。ご希望される場合お申し出下さい。(医師の了解と指示が必要です。)

[医療保険のみお持ちの方]	[介護保険をお持ちの方]
在宅患者訪問薬剤管理指導	居宅療養管理指導および 介護予防居宅療養管理指導
<ul style="list-style-type: none">・同じ建物内で療養中の方が 1名のみ 650点/回・同じ建物内にて療養中の方が 2～9名 320点/回10名以上 290点/回 <p>自己負担率により金額が変わります。 麻薬の必要な場合は100円が加算されます。 月4回まで訪問可能です。</p>	<ul style="list-style-type: none">・在宅で療養中の方 518点/回・老人ホーム等で療養中の方 2～9名 379点/回10名以上 342点/回 <p>自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額 が異なることがあります。</p>
点数は全て1点=10円です。計算例)10点=100円 (3割負担の方は30円、2割負担の方は20円、1割負担の方は10円の負担です。)	

ファルコ薬局 森小路店

管理薬剤師: 勝手 明子

大阪府知事指定介護保険事務所 第2743101582号

[営業日・営業時間]

月・火・木・金: 9時～19時

水・土: 9時～13時

日曜・祝日: 休み

[所在地]

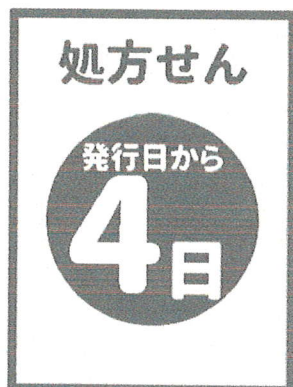
大阪市旭区大宮1-11-12

[連絡先]

TEL: 06-6180-3413

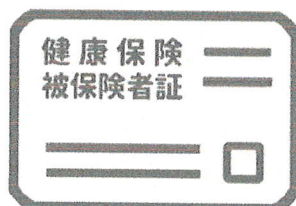
FAX: 06-6180-3414

薬局ご利用の皆様へ



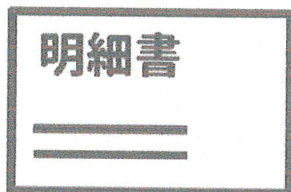
処方せんの有効期限は
発行日を含めて
4日以内です

有効期限を過ぎると薬局では受け付けできなくなり、医療機関での再発行が必要です。



保険証のご提示を
お願い致します

初めてご来局の方・転職・異動などで保険証が変わられた方はご提示をお願いします



個別の調剤報酬の算定項目の分かる
明細書をお渡ししています

当薬局では、調剤の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行いたします。

明細書の発行を希望されない方は、受付にてその旨お申し出下さい。